

大阪市鶴見区役所とレッドハリケーンズ大阪との連携協力に関する協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）及びレッドハリケーンズ大阪を保有する株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野において相互の連携・協力関係を強化し、大阪市鶴見区の豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) スポーツの普及、競技力の向上、その他スポーツの推進に関すること
 - (2) 教育・人材育成に関すること
 - (3) 区政情報の発信に関すること
 - (4) ICTリテラシー向上支援に関すること
 - (5) 子育て支援、健康及び福祉に関すること
 - (6) 地域コミュニティ・まちづくりの推進に関すること
 - (7) その他目的達成のため必要な事項に関すること
- 2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第2条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定による活動において知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を書面により得た場合を除く。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年9月25日

甲 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
大阪市
協定締結担当者
鶴見区長 内田 忠憲

乙 大阪市北区梅田1丁目10番1号 梅田DTタワー
株式会社NTTドコモ 常務執行役員
関西支社長 齋藤 武